

# 外来種を駆除しよう！

## 外来種駆除マニュアル

大人に相談しながら

# 自分たちでやってみよう！



### セイヨウタンポポ

ヨーロッパ原産、多年草

総合対策外来種(重点対策外来種)



時期：春～秋(種子散布前がベスト)

方法：根からの掘り取り、刈り取り

準備物：移植ゴテ、軍手

ポイント：種子散布により生育地が拡大されるため、  
種子が実る前に駆除すると効果的です。

### セイトカアワダチソウ

北アメリカ原産、多年草

総合対策外来種(重点対策外来種)



時期：夏～秋

方法：根からの抜き取り

準備物：軍手

ポイント：セイトカアワダチソウは、地中にある根に  
よって増えるため、可能な範囲で根から引  
き抜くと効果的です。

### アメリカザリガニ

北アメリカ南部原産

総合対策外来種(緊急対策外来種)



時期：春～秋

方法：タモ網での捕獲、かごわなの設置

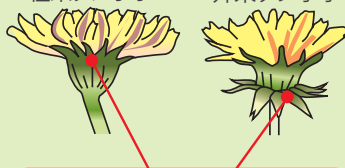
準備物：タモ網、バケツ、かごわな

ポイント：タモ網での捕獲は、アメリカザリガニが隠  
れていそうな草陰などを狙います。かごわな  
は、仕掛けてから数時間で上げましょう。

## タンポポの見分け方

在来タンポポ

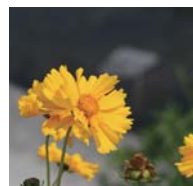
外来タンポポ



### 外来タンポポが勢力を 拡大している理由

- 春から秋にかけ、2～3回花を咲かせる
- 受粉しなくても種子ができる
- 種子が軽く遠くまで飛ぶ
- 荒れた土地でも根がつく

外来のタンポポは、花の付け根のところが下にめくれている。



オオキンケイギク



ブルーギル



ボタンウキクサ

## 外来種駆除活動のポイント

### 【活動前に確認しよう！】

- ・ 活動の場所  
…どのような場所でも土地の所有者の方の了承を得ましょう
- ・ 駆除した外来種の処理方法  
…駆除した外来種は、その場に放置することはできません  
駆除した後の処理方法について事前に確認しましょう
- ・ 緊急連絡先  
…ケガなどの緊急時の対応方法や連絡先について参加者みんなで情報共有しましょう

### 【屋外活動での注意点】

- ・ 虫さされやかぶれ、ケガに気をつけましょう。
- ・ 特に水辺では、足元がすべりやすいので、ふざけないで、ゆっくり静かに行動しましょう。
- ・ 一緒に活動している人が見える場所で行動し、ひとりでは行動しないようにしましょう。
- ・ 気温の高い日は、こまめに水分補給をしましょう。
- ・ 無理はせずに、休憩しながら取り組みましょう。

# 大人と一緒にやってみよう！

## オオキンケイギク

北アメリカ原産、多年草

特定外来生物  
総合対策外来種（緊急対策外来種）



時期：春～夏（種子散布前がベスト）

方法：根からの抜き取り、花の摘み取り

準備物：軍手、処分用袋

ポイント：開花後に種ができる前に抜き取ると効果的  
駆除した個体は、一旦、枯死させてから処分してください。

## ミシシippアカミミガメ

北アメリカ原産

総合対策外来種（緊急対策外来種）

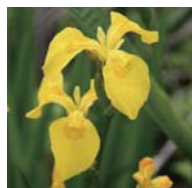


時期：春～秋

方法：かごわなの設置

準備物：かごわな

ポイント：ミシシippアカミミガメの生息場所に、かごわなを一晩仕掛けて捕獲します。



キシヨウブ



ウシガエル



アレチウリ



オオハンゴンソウ



オオカナダモ



ホテイアオイ

## オオクチバス

カナダ南部～メキシコ北部原産

特定外来生物  
総合対策外来種（緊急対策外来種）



時期：春～秋

方法：釣り

準備物：釣竿、エサなど釣り道具

ポイント：釣りをする場所によっては、漁業者への連絡が必要です。わなや網の設置による捕獲、池干しなどの方法もあります。

## ブルーギル

カナダ南部～メキシコ北部原産

特定外来生物  
総合対策外来種（緊急対策外来種）



時期：春～秋

方法：釣り

準備物：釣竿、エサなど釣り道具

ポイント：釣りをする場所によっては、漁業者への連絡が必要です。釣りエサはミミズ、ソーセージやかまぼこなどを用います。

## 外来生物法と特定外来生物

### 外来生物法

- ・外来種による被害を防止することを目的とした法律。
- ・外来生物法では海外から入ってきた生物に焦点を絞って、人間移動や物流が盛んになり始めた明治時代以降に導入されたものを中心に対応。
- ・この法律では、大きな害を及ぼす外来種の指定、外来種の取り扱いの規制、防除に関する事項などを規定。また、外来種による被害を防止するために、外来生物被害予防三原則を掲げています。

### 《外来生物被害予防三原則》

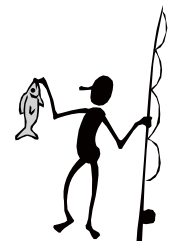
1. 外来種をむやみに日本に「入れない」
2. 飼っている外来種を野外に「捨てない」
3. 野外にすでにいる外来種は他の地域に「拡げない」



### 特定外来生物

特定外来生物について下のことが禁止されています。

- ・飼育、栽培、保管及び運搬すること
- ・輸入すること
- ・野外へ放つ、植える及びまくこと
- ・譲渡し、引渡し、販売



違反すると…罰則もあります。  
個人：懲役3年以下もしくは  
300万円以下の罰金  
法人：1億円以下の罰金